

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 6 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 6 月に婚姻した後、市役所から未納となっている国民年金保険料の納付書が送付されてきたため、約 3 万円の国民年金保険料をさかのぼって市役所で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無いことから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人と同居していた申立人の夫及び義姉は、申立人が市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたことを契機に、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを証言している上、申立人が婚姻した当時、申立人が居住していた市町村では、国民年金の未加入者及び国民年金保険料の未納者に対する納付勧奨が文書により行われていたこと、及び市役所内に過年度保険料を収納できる金融機関が存在したことがそれぞれ確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人及びその夫が納付したと記憶している金額は、当時の国民年金保険料額とおおむね一致している上、申立人の夫及び義姉は、国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納していることから、納付意識が非常に高かったものと考えられ、申立人に対し、市役所から国民年金保険料の納付書が送付され、国民年金保険料を納付できる期間があれば、当該期間の国民年金保険料の納付勧奨に応じていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月及び56年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月
② 昭和56年12月

私は、申立期間①については、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人又は農協に納付するとともに、申立期間②については、私が納付書により銀行に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、申立人の主張のとおり、当時、申立人が居住していた市町村では、集金人及び農協に国民年金保険料を納付できたことが確認できることから、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間①は、1か月と短期間である上、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出され、確認できる納付日が申立人と一致している申立人の妻は納付済みとされていることから、申立人の妻が申立人の申立期間①に係る国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

加えて、申立期間②は、1か月と短期間であり、申立人の妻も納付済みとされているほか、申立期間②当時、申立人が居住していた市町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和56年12月31日付けで国民年金に再加入していたことが確認できることから、申立期間②の国民年金保険料に係る納付書を交付されていたものと考えられる上、申立期間②直後の57年1月から同年5月までの期間は納付済みとされており、申立人が申立期間②の国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 2 月までの期間、44 年 7 月から 46 年 3 月までの期間、57 年 9 月から 60 年 3 月までの期間、61 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 62 年 7 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 2 月まで
② 昭和 44 年 7 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 57 年 9 月から 60 年 3 月まで
④ 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで
⑤ 昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 36 年ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行うとともに、勤務していた事業所を退職した都度、国民年金の再加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料は市役所で 2 か月ごとに納付し、申立期間③、④及び⑤の国民年金保険料は納付書により金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 8 月に申立人の前夫と連番で払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間①は時効により納付できない期間であり、申立期間②は過年度納付によることとなるが、市役所では国民年金保険料を収納できなかったものと考えられる上、申立人の前夫も申立期間①及び②は、申立人と同様に未加入及び未納期間とされており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録上、申立期間③、④及び⑤は、平成 5 年 2 月に

厚生年金保険の資格記録を追加したことにより生じた未納期間であり、申立期間③、④及び⑤当時、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる上、申立人は平成4年度の国民年金保険料の免除申請を行った後、平成3年5月から4年3月までの国民年金保険料を5年2月に過年度納付していることが確認できるが、その時点では、申立期間③、④及び⑤は時効により納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立期間は5つの期間で合計111か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び62年3月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和62年3月から平成3年3月まで

私は、市町村役場支所の職員から勧められ、昭和36年4月に義母と共に国民年金の加入手続を行い、加入当初の3年又は4年くらいは、毎月、義母が二人分の国民年金保険料を同支所で納付していたにもかかわらず、申立期間①が納付済みとされていないことに納得がいかない。

また、申立期間②については、第3号被保険者とされているが、夫の被扶養者となる前と同様に、毎月、自分が市町村役場支所で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の義母が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間①については、社会保険庁の記録上、昭和39年4月1日に国民年金に任意加入したことから、国民年金の未加入期間とされている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、39年4月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、36年4月から同年12月までの期間は時効により納付できない期間であり、37年1月から38年3月までの期間は過年度納付によることとなるが、市町村役場支所では国民年金保険料を収納することはできなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人は、申立人の夫が加入していた健

康保険の被扶養者となった日と同日に第3号被保険者の資格を取得していること、及び第3号被保険者への種別変更により、いったん納付済みとされていた昭和62年3月分の国民年金保険料が同年5月に還付されたことがそれぞれ確認でき、このことは、申立人が保管する預金通帳に当該保険料の入金があると申立人が申し述べていることから裏付けられ、申立人は申立人の夫の健康保険の被扶養者となるとすぐに第3号被保険者への種別変更届を行ったものとするのが自然であり、当該届出後も、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間は2つの期間で合計85か月と比較的長期間である上、申立人と共に国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を納付していたと申立人が主張する申立人の義母は国民年金の加入記録を確認できないほか、申立人及び申立人の義母が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 3 月から同年 7 月までの期間、42 年 12 月から 44 年 3 月までの期間、平成元年 1 月から同年 3 月までの期間及び元年 12 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月から同年 7 月まで
② 昭和 42 年 12 月から 44 年 3 月まで
③ 平成元年 1 月から同年 3 月まで
④ 平成元年 12 月から 2 年 3 月まで

私は、昭和 41 年 8 月ごろ、母親から、「それまでの期間は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。」と聞いたことがあり、母親の性格から、その後も抜かりなく国民年金保険料を納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は病気のため証言を得られないことから、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 8 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間①は時効により納付できない期間であり、申立期間②は過年度納付によることとなるが、申立人の母親がさかのぼって国民年金保険料を納付したかどうかは不明であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、4 つの申立期間を除き、納付済みとされているが、社会保険庁のオンライン記録によると、昭和 60 年

4月から62年7月までの国民年金保険料は納期限内に納付しているが、申立人の母親が長年勤務した事業所を退職した直後の62年8月から口座振替へ変更する直前の平成2年4月までの国民年金保険料は、元年11月及び2年4月を除き、納期限後に納付しており、申立人の国民年金保険料の納付状況に変化があったことが認められることから、申立人の母親が退職する前の期間と申立期間③及び④当時とでは、申立人の母親の生活状況に変化があったと考えても不自然ではない。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知厚生年金 事案 147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 53 年 10 月まで

私は、昭和 43 年 4 月から 53 年 10 月ごろまで、A社で勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の供述により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 48 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、同年 10 月から 53 年 10 月までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではない上、同社が厚生年金保険の適用事業所であった 41 年 12 月 16 日から 48 年 10 月 21 日までの期間について、社会保険事務所が保管する同社の被保険者原票を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

さらに、当時の同僚等からは、申立人は、昭和 44 年 12 月 31 日まで勤務していた前任者が退職した後にA社へ採用された旨の供述が得られたことから、申立人は申立期間のうち、43 年 4 月から 44 年 12 月 31 日までの期間については、同社に勤務していなかったことがうかがわれる。

加えて、申立期間当時、A社で事務を担当していた者は、「厚生年金保険について、従業員に加入希望の有無を確認していた。」旨を供述していることから、申立人が申立期間のうち、同社に勤務していたと推認できる期間において、厚生年金保険に加入していなかったと考えても不自然ではない。

このほか、社会保険庁の記録上、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、当時の同僚等からも申立期間における申立人の保険料控除についての供述は得られず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。